三・四　（略）

五　自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画（自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第三十条の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業をいう。第十四条第二号において同じ。）の実施に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている国内の自然遺産（第十四条第三号及び第二十三条において「世界自然遺産」という。）の保護、保存及び整備に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

八　国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。以下同じ。）の指定並びに国立公園に関する公園計画（同条第五号に規定する公園計画をいう。）及び公園事業（同条第六号に規定する公園事業をいう。次号及び第十四条第五号において同じ。）の決定に関すること。

九～十二　（略）

十三　国立公園における生態系維持回復事業計画（自然公園法第三十八条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第二条第七号に規定する生態系維持回復事業をいう。第十四条第六号において同じ。）の実施に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

十四～十八　（略）

十九　自然再生（自然再生推進法（平成十四年法律第百四十八号）に規定する自然再生をいう。第十四条第八号及び第十七条において同じ。）の推進に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十・二十一　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十三条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十四　（略）

二十五　国指定鳥獣保護区における保全事業（鳥獣保護管理法第二十八条の二第一項に規定する保全事業をいう。第十四条第十号において同じ。）に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十六～四十　（略）

（自然環境整備課の所掌事務）

第十四条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条及び第二十七条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二～十三　（略）

三・四　（略）

五　自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画（自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第三十条の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業をいう。第九条第二号において同じ。）の実施に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている国内の自然遺産（第九条第三号及び第十七条において「世界自然遺産」という。）の保護、保存及び整備に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

八　国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。以下同じ。）の指定並びに国立公園に関する公園計画（同条第五号に規定する公園計画をいう。）及び公園事業（同条第六号に規定する公園事業をいう。次号及び第九条第五号において同じ。）の決定に関すること。

九～十二　（略）

十三　国立公園における生態系維持回復事業計画（自然公園法第三十八条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第二条第七号に規定する生態系維持回復事業をいう。第九条第六号において同じ。）の実施に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

十四～十八　（略）

十九　自然再生（自然再生推進法（平成十四年法律第百四十八号）に規定する自然再生をいう。第九条第八号及び第十一条において同じ。）の推進に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十・二十一　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十三条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十四　（略）

二十五　国指定鳥獣保護区における保全事業（鳥獣保護管理法第二十八条の二第一項に規定する保全事業をいう。第九条第十号において同じ。）に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十六～四十　（略）

（自然環境整備課の所掌事務）

第十四条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条及び第二十二条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二～十三　（略）